

平成 27 年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 27 年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000 千円と定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

福岡県久留米市長 檜 原 利 則

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 貸付事業収入		千円 9 4, 5 6 2
	1 貸付事業収入	9 4, 5 6 2
2 繰入金		2, 4 3 8
	1 一般会計繰入金	2, 4 3 8
3 繰越金		1 3, 0 0 0
	1 繰越金	1 3, 0 0 0
4 諸収入		1, 0 0 0
	1 雑入	1, 0 0 0
5 市債		2, 0 0 0
	1 市債	2, 0 0 0
歳 入 合 計		1 1 3, 0 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1 1 1, 6 7 2
	1 事業費	1 1 1, 6 7 2
2 公債費		4 0 0
	1 公債費	4 0 0
3 予備費		9 2 8
	1 予備費	9 2 8
歳 出 合 計		1 1 3, 0 0 0

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 2,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 無 利 子	母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 第 3 7 条 の 規 定 に よ る。
計	2,000			